

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月4日

【会社名】 エヌビディアコーポレーション
(NVIDIA Corporation)

【代表者の役職氏名】 コーポレート・アフェアーズ担当副社長兼秘書役補佐
レベッカ・ピーターズ
(Rebecca Peters, Vice President, Corporate Affairs and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95050 カリフォルニア州 サンタクララ
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2701
(2701 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95050, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山田 亨

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムブレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 (03) 3433-3939

【事務連絡者氏名】 弁護士 藤本 博之
弁護士 西山 誠一

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムブレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 (03) 3433-3939

【届出の対象とした募集
(売出)有価証券の種類】 エヌビディアコーポレーション記名式額面普通株式（額面金額0.001米ドル）の
取得に係る新株予約権証券。
当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集
(売出)金額】 0米ドル（0円）（注1）
2,096,102.13米ドル（237,970,474.25円）（見込額）（注2）
（注1） 新株予約権証券の発行価額の総額
（注2） 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込
むべき最大抛出現金額の合計額の合算額（24か月の募集期間（第一
部・第1・1(1)（摘要）注1において定義される。）における想定85名の
適格従業員（第一部・第1・1(1)（摘要）1において定義される。）によ
る抛出を前提として算出。）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社(エヌビディア合同会社を含む。)をいう。
- (注2) 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。
- (注3) 本有価証券届出書において、便宜上、円で表示されている金額は、本有価証券届出書中別段の定めがない限り、2017年7月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値1ドル=113.53円の換算率で計算されている。
- (注4) 本有価証券届出書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	14,950 (見込数) (注1)
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	2017年8月17日から2017年8月31日まで(注2)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	エヌビディアコーポレーション 米国95050カリフォルニア州サンタクララ、サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2701
割当日	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし
摘要	下記に記載のとおり

(注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注2) 申込期間とは、適格従業員が本プランへの参加申込を行える期間である。

(摘 要)

1. 本有価証券届出書の対象となる募集(以下「本募集」という。)は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に基づき、当社の日本における子会社であるエヌビディア合同会社の本プランに参加する資格のある従業員(以下「適格従業員」という。)に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社関連会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式(以下「本普通株式」という。)を購入する権利を付与することを承認した。本プランの詳細については、第一部・第4「その他」・2「その他の記載事項」を参照のこと。
2. 本募集の対象となる者は、エヌビディア合同会社の全適格従業員である。適格従業員の全てが本プランに参加するわけではないと予測されるが、発行数、新株予約権の行使に際して払い込むべき最大拠出見込金額等の数字は、便宜上、エヌビディア合同会社の想定される全適格従業員が本プランに参加し、全適格従業員に対して付与可能な最大限まで当社普通株式を購入したと仮定して算出している。

3. 本プランへの参加申込は、適格従業員が、拠出の手段として給与天引の権限を付与する登録書類に記入し、これを当社に対して提出することにより行う。いったん、適格従業員が、当社に登録書類を提出すると、当該適格従業員は、雇用が終了し又は本プランから脱退することを選択するまで、後続の募集期間(注1)において本プランに自動的に参加する。
4. 本募集の下で付与された新株予約権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数が、本プランに規定された制限を超える場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。

(注1) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2017年9月1日から2019年8月31日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。(詳細については、第一部・第1・1(2)注4を参照のこと。)

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>本プランに基づく新株予約権は、募集期間について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、各購入期間(注1)において、自己の収入の整数%であって、かつ、10%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注2)において、本普通株式を購入できる権利である。</p> <p>新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、本普通株式の募集日(注3)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注4)。</p> <p>したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。)。</p> <p>本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で77,932,333株である。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注5)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。</p>
--------------------------	--

	<p>本プランの目的は、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。</p> <p>なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。</p> <p>当社には新株予約権を購入する権利はない。</p>	
新株予約権の目的となる株式の種類	エヌビディアコーポレーション 記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)(注6)	
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で14,950株(見込数)(注7)	
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき140.2075米ドル(15,917.7575円)(見込額)(注8)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,096,102.13米ドル(237,970,474.25円)(見込額)(注9)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式の発行価格	140.2075米ドル(15,917.7575円)(見込額)(注8)
	資本組入額	0.001米ドル(0.1135円)(注10)
新株予約権の行使期間	2018年2月28日、2018年8月31日、2019年2月28日、2019年8月30日	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	エヌビディアコーポレーション米国95050カリフォルニア州サンタクララ、サン・トーマス・エクスプレスウェイ2701	
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立てを行っていること。詳細は、本プランに記載のとおり。	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランからの従業員の脱退又は雇用の終了により、新株予約権は消滅する。当社には、新株予約権を購入する権利はない。詳細は、本プランに記載のとおり。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。詳細は、本プランに記載のとおり。	
代用払込みに関する事項	該当事項なし	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲の本プラン第11条を参照のこと。	

(注1) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2017年9月1日から2018年2月28日まで、2018年3月1日から2018年8月31日まで、2018年9月1日から2019年2月28日まで、2019年3月1日から2019年8月30日までの4つの期間の予定である。

(注2) 購入日は、2月28日(閏年においては、2月29日)及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2018年2月28日、2018年8月31日、2019年2月28日、2019年8月30日の予定である。

(注3) 募集日は、募集期間の初日である(ただし、当該日が本普通株式が上場されている取引所又は市場が取引のために開いている取引日にあたらない場合、翌取引日)。本募集においては、募集日は、2017年9月1日である。

(注4) なお、新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。

(注5) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。

(注6) 当社は、普通株式に加えて、優先株式を発行する権限を有している。優先株式は1回以上のシリーズで、随時、発行することができる。取締役会は、デラウェア州の一般会社法に従って証書を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その

資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。

- (注7) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」を「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である2,096,102.13米ドル(237,970,474.25円)を140.2075米ドル(2017年7月14日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値164.95米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注8) 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2017年7月14日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値164.95米ドルの85%(140.2075米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、各購入日毎に、募集日における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日の公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。
- 公正市場価額とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。
- (注9) 拠出額が現在未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、便宜上、適格従業員による最大拠出見込額とした。
- (注10) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。

(摘要)

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。
2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容
本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価額(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価額(関連する募集の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。
3. 提出者の株券の売買について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
4. 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
該当事項なし。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。
6. 新株予約権行使の効力の発生
参加者の新株予約権は、各購入日(2018年2月28日、2018年8月31日、2019年2月28日、2019年8月30日)に自動的に行使される。

7. 新株予約権の行使後第1回目の配当

新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式（当社が保有する本普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社又は当社の名義書換代理人の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。

8. 株券の交付方法

参加者が新株予約権を行使することにより取得した本普通株式は、本プランの管理会社において保管される。原則として、本普通株式は、本プランの仲介業者が設けた別個の勘定に自動的に記帳される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
該当なし	-	-	-
計	-	-	-

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,096,102.13米ドル（注） （237,970,474.25円）	0米ドル （0円）	2,096,102.13米ドル （237,970,474.25円）

（注） 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、払込金額の総額は、便宜上、適格従業員の見込数による最大拠出見込額とした。本プランに基づく新株予約権証券の発行諸費用については、本プランが既に米国及び他の国々で提供されており、本有価証券届出書に係る費用のみが、日本における本プラン提供のための日本特有の費用であるから、本有価証券届出書に係る費用を超えては、当社に生じない。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,096,102.13米ドル（237,970,474.25円）は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他】

1【法律意見】

当社のコーポレート・アフェアーズ担当取締役であるティナ・アシュクラフト氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (i) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、且つ正常な状態で有効に存続している。
- (ii) 本届出書により企図された当社による新株予約権の日本における募集は、デラウェア州及びアメリカ合衆国の法律に照らし適法でありこれらを遵守している。
- (iii) 本有価証券届出書に含まれるアメリカ合衆国及びデラウェア州の法及び規則についての記述は全ての重要な点において正確である。
- (iv) 当社による、当社を代理した本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の日本国関東財務局長への提出は、適法に授權されている。
- (v) 山田亨、藤本博之及び西山誠一の各氏は各々単独で、当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）に署名し、日本国関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における新株予約権の募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2 【その他の記載事項】

下記のエヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プランの日本語訳が、目論見書に記載される。

エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プラン

2012年3月22日報酬委員会による採択
2012年5月17日株主による承認
2014年4月9日報酬委員会による全面改訂
2014年5月23日株主による承認
2016年4月5日報酬委員会による全面改訂
2016年5月18日株主による承認

1. 原則；目的

(a) 本プランは、エヌビディアコーポレーション1998年従業員株式購入プラン（以下、「1998年プラン」という。）に取って代わるものとして、同プランを引き継ぐことを目的とする。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、1998年プランに基づく本普通株式購入権が新たに付与されることはない。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降に付与される株式購入権はすべて本プランに基づいて付与されるものである。1998年プランに基づいて付与された本普通株式の購入権については、引き続き1998年プランの規定および1998年プランに基づいて作成された募集条件の記載のあるオファリング・ドキュメントまたはその他の契約書もしくは約款等が適用される。

(i) 効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分の時点で1998年プランに基づく将来の募集に利用できるはずであった本普通株式（以下、「1998年プラン留保可能株式」という。）は、かかる時点をもって1998年プランに利用することができなくなる。代わりに、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として、1998年プラン留保可能株式と同数の本普通株式が本留保株式（下記第3条(a)に規定する。）に加えられ、本プランに基づく付与につき即時に利用可能となる。

(ii) また、効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、その時点で1998年プランに基づく未済である付与の対象となっている株式で、本号の適用がなければ後に1998年プランの留保株式に回帰していたであろう株式（以下、かかる株式を「回帰株式」という。）の総数に関して、かかる本普通株式は1998年プランの留保株式には回帰せず、回帰株式と同数の本普通株式が、それが回帰株式となった時点で、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として直ちに留保株式に加えらる。

(b) 本プランは、当社および一部の指定会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与えるための手段を提供するものである。本プランにより、当社は適格従業員に対し一連の購入権を付与することができる。

(c) 当社は、本プランにより、かかる従業員の業務従事を維持し、新しい従業員の業務従事を確保しかつ維持するとともに、かかる従業員が当社およびその関連法人の成功に最大限尽力するインセンティブを与えるよう努める。

(d) 本プランは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントの2つの要素で構成されている。当社は、第423条コンポーネントを従業員株式購入プランとみなすことを意図している。したがって、法第423条コンポーネントの規定は、法第423条の要件に沿った方法で解釈されることとなる。また、本プランは、外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が適用ある外国法に準拠しつつ本プランに参加することを許可し又は促すために逸脱が必要又は適切であるために従業員株式購入制度の要件を満たさない非法第423条コンポーネントに基づく購入権の付与を許可するものである。かかる購入権は、適格従業員並びに当社及びその関連法人のためにかかる目標を達成すべく取締役会が採択した規則、手続又はサブプランに基づいて付与される。本プラン中に別段の定めがある場合又は取締役会が別段の決定をした場合を除き、非法第423条コンポーネントは法第423条コンポーネントと同様に運営統括される。加えて、本プランの法第423条コンポーネントに基づき、当社は条件の異なる個別の募集（但し本プランの規定及び従業員株式購入プランの要件に反しないもの）を行うことができ、また当社は個別の各募集に参加する指定会社を指定するものとする。

(e) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた抛出は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日までは、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

2. 運営

(a) 第2条(c)に規定するとおり、取締役会は、取締役会が単一又は複数の委員会に本プランの運営を委任しない限り、本プランを運営する。

(b) 取締役会は、本プランの明示的規定に従い、かつその制限の範囲内で、次に掲げる権限を有する。

(i) 購入権の付与の方法及び時期、並びに各募集の条件(同一内容である必要はない。)を決定すること。指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人が法第423条コンポーネント又は非法第423条コンポーネントに参加するにあたっての条件を含む。

(ii) 指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある当社の関連法人、並びに指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある支社等を随時指定するとともに、個別の各募集に参加する指定会社を指定すること(当社が個別募集を行う場合。)

(iii) 本プラン及び購入権を解釈し、かつ本プランを運営する規則及び制限を制定、改定及び廃止すること。本取締役会は、その権限を行使するにあたり、本プランを完全に有効とするのに必要又は適切とみなす方法及び範囲において、本プランの不備、脱落又は矛盾を訂正することができる。

(iv) 本プラン及び本プランに基づいて付与された購入権に関するすべての論争を解決すること。

(v) 第12条の規定に従い、随時本プランを中止又は終了すること。

(vi) 第12条の規定に従い、随時本プランを修正すること。

(vii) 一般的に、当社及びその関連法人の最大の利益を促進するため並びに法第423条コンポーネントが従業員株式購入プランとして扱われる趣旨を実行するため本取締役会が必要又は適切とみなす権限を行使し措置を実行すること。

(viii) 外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が本プランに参加することを許可し又は促すために必要又は適切である手続及びサブプランを採択すること。前述の一般性を制限することなく、かつ前述の内容と矛盾することなく、取締役会は特に、非法第423条コンポーネントの目的上、法第423条の適用範囲から外れる可能性のある、本プランに参加するための適格性、抛出の取扱及び実行、抛出金を保持するための銀行口座又は信託口座の開設、金利の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受取人指定要件の決定、源泉徴収手続及び株式発行の取扱など(地域ごとの要求により異なる。)に関する規則、手続及びサブプランを採択する権限を有する。

(c) 取締役会は、単一又は複数の委員会に対し、本プランの運営の一部又はすべてを委任することができる。1つの委員会に対して運営が委任される場合、かかる委員会は、本プランの運営に関し、取締役会が随時採決する決議(本プランの条件と矛盾しないもの。)に従い、委任時まで取締役会が有しており当該委員会に委任された権限(当該委員会が行使する権限を与えられた運営権を小委員会に委任する権限を含む。以下、本プランにおける取締役会への言及は委員会又は小委員会を含むものとする。)を有する。取締役会は、委員会と共に本プランを運営する権限を有し、また過去に委任した権限の一部またはすべてをいつでも取締役会に復帰させることができる。取締役会が本プランの運営を委員会に委任したか否かにかかわらず、取締役会は、本プランの運営に際して発生する政策的及び便宜的なすべての問題を決定する最終的権限を有する。

(d) 取締役会が誠実に行ったすべての決定及び解釈はいかなる者による見直しも必要とせず、最終的かつ確定的なものとしてすべての者を拘束する。

3. 本プランの対象となる普通株式

(a) 資本調整に関する第11条(a)の規定に従い、本プランに基づいて発行することのできる本普通株式の総数は77,932,333株(以下、「留保株式」という。)を上限とするが、この数は、(i)2016年の当社株主総会で承認された10,000,000株、(ii)2014年の当社株主総会で承認された12,500,000株、(iii)2012年の当社株主総会で承認された32,000,000株、(iv)8,432,333株を上限とする1998年プラン留保可能株式の対象株式数、及び(v)15,000,000株を上限として随時利用可能となる回帰株式の株式数の合計である。

(b) 本プランに基づいて付与された購入権が未行使のものを残したまま終了する場合、かかる購入権に基づき購入されなかった本普通株式は、本プランに基づく発行に再び利用可能となる。

(c) 本プランに基づき購入可能な株式は、授権された未発行の又は再取得された本普通株式とし、当社が公開市場で買戻した株式もこれに含まれる。

4. 購入権の付与；募集

(a) 取締役会は、随時、適格従業員に対し、取締役会が選択した募集日に、募集に基づく購入権を付与することができる。各募集は、取締役会が適切とみなす様式によるものとし、また取締役会が適切とみなす条件を含むものとするほか、法第423条コンポーネントに関しては、購入権を付与されたすべての従業員が同一の権利及び特権を有するものとする法第423条(b)(5)の要件に従う。個別の募集の規定は同一である必要はないが、各募集は、募集の有効期間(当該期間は、募集日から始まる27箇月を超えないものとする。)及び第5条から第8条までに規定された条件の内容を(本プランの規定を参照方式により募集関連文書等に組込むことにより)含む。

(b) 参加者が本プランに基づく購入権を複数保有する場合、かかる参加者が当社の書面を交付して別段の意思表示をしない限り、(i)各書面は本プランに基づく当該参加者のすべての購入権に適用され、また、(ii)より行使価格の低い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、先に付与された購入権)は、より行使価格の高い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、後に付与された購入権)の行使に先立って、可能な限り最大限に行使される。

(c) 取締役会は、募集内の新たな購入期間の最初の取引日における本普通株式の公正市場価額が募集日における本普通株式の公正市場価額を下回るか又はこれと同額である場合に、(i)かかる募集がかかる最初の取引日に直ちに終了するとともに、(ii)かかる終了した募集の参加者がかかる新たな購入期間の最初の取引日に開始する新たな募集に自動的に登録されるように募集を構築する裁量権を有する。

5. 適格性

(a) 購入権は、当社の従業員か、又は取締役会が第2条(b)に従って指定する関連法人若しくは支社等の従業員に対してのみ付与することができる。第5条(b)に規定される場合を除き、従業員は、募集日において当社、関連法人又は支社等のいずれかにより雇用されており、かつ当該募集日までの雇用期間が取締役会が要求する期間継続している場合(但しいかなる場合でも、かように要求される継続雇用期間は2年未満でなければならない。)でない限り、本購入権の付与を受ける資格を有さない。また、取締役会は、募集日における当社、関連法人若しくは支社等での通常の雇用時間が1週間当たり20時間以下でありかつ1暦年当たり5箇月以下である従業員又は法第423条に従って取締役会が決定するその他の基準に合致しない従業員が本プランに基づく購入権の付与を受ける資格がないことを(法律上許容される限りにおいて)定めることができる。

(b) 取締役会は、募集の過程において初めて適格従業員になる者が、適格従業員になった日から募集に基づく購入権を受領することができる旨、及びかかる購入権は以後募集の一部とみなされる旨定めることができる。かかる購入権は当初より当該募集に基づいて付与される本プランに記載の購入権と同一の特徴を有する。但し、

(i) かかる購入権の付与日は、当該購入権の行使価格の決定を含むあらゆる目的上、かかる購入権の「募集日」であるものとし、

(ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し、当初の募集の終了と同時に終了するものとし、また、

(iii) 取締役会は、かかる者が募集の終了に先立つ特定の期間内に初めて適格従業員となる場合には募集に基づく購入権を受領することができない旨定めることができる。

(c) 購入権が付与された直後に当社又は関連法人の全クラスの株式の総議決権又は総価額の5%以上に相当する株式を所有することとなるような従業員は、(法律上別段の要求がない限り)購入権の付与を受けることはできない。本第5条(c)において、従業員の株式所有については法第424条(d)の規定が適用され、かかる従業員が未行使のすべての購入権及びオプションの下で購入することのできる株式は当該従業員により所有される株式として扱われる。

(d) 法第423条(b)(8)の規定に従い、適格従業員は、購入権が付与される各暦年中に、当社及びいずれかの関連法人のあらゆる従業員株式購入プランに基づいて付与されるその他の権利と併せて、当社又はいずれかの関連法人の株式を公正市場価額(当該権利が付与された時点で決定され、また本プランに関してはそれぞれの募集日において決定される。)にして25,000ドルを超えて購入することができるような購入権の付与を受けることはできない。

(e) 適格従業員である当社及び指定会社の役員は、本プランに基づく募集への参加資格を有する。但しこれにかかわらず、取締役会は、(法律上許容される限りにおいて)法第423条(b)(4)(D)が意味する高給従業員に該当する従業員に参加資格がないことを募集において定めることができる。

6. 権利；購入価格

(a) 各募集日において、各適格従業員は、適用ある募集に基づき、かかる従業員の適格収入(各募集において取締役会が定義する。)における一定の割合又は一定の上限ドル額(取締役会が指定するが、いずれの場合もかかる適格収入の15%以内とする。)で購入可能な最大数の本普通株式を、募集日(又は特定の募集について取締役会が決定する日)に開始し募集に規定される日(募集が終了する日までの日とする。)に終了する期間中に購入するための購入権を付与される。

(b) 取締役会は、募集について付与された購入権が行使され当該募集に従って本普通株式が購入される日として単一又は複数の「購入日」を当該募集に関して設定する。

(c) 本プランの下で行われる各募集に関し、取締役会は、(i)かかる募集中の各購入日に各参加者が購入することのできる本普通株式の最大数、(ii)かかる募集に基づいて参加者全体が購入することのできる本普通株式の合計最大数、及び/又は(iii)かかる募集に基づいて各購入日に参加者全体が購入することのできる本普通株式の最大数を定めることができる。募集の下で付与された購入権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数がかかる合計最大数を超過した場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。

(d) 購入権に基づいて取得された本普通株式の購入価格は、(i)募集日における本普通株式の公正市場価額の85%に相当する金額、又は(ii)関連する購入日における本普通株式の公正市場価額の85%に相当する金額のうち、いずれか低い方の金額以上であるものとする。

7. 参加；撤回；終了

(a) 適格従業員は、募集に規定される期限内に、当社が定める登録書類に記入しこれを当社に提出することにより、拠出の手段として給与からの天引きを選択することができる。登録書類には、取締役会が定める最大額を超えない拠出金額を記載する。拠出金を第三者に預託すること又は分離することが適用上求められる場合を除き、各参加者の拠出金は本プランに基づく当該参加者の会計口座に入金され、当社の一般資金に預託される。募集において認められる場合、参加者は以後の拠出を減額(零までの減額を含む。)又は増額することができる。適用法上求められる場合又は募集の中で特に規定される場合、給与からの天引きによる拠出に加え又はこれに代えて、参加者は、当社が指示する方法に従い、購入日に先立ち現金、小切手又は電子送金による支払をもって拠出を行うことができる。

(b) 募集の間、参加者は、当社が定める撤回書類を提出することにより、拠出を中止して募集から撤回することができる。当社は購入日前に撤回の期限を課すことができる。撤回に際し、当該募集におけるかかる参加者の購入権は直ちに終了し、当社はかかる参加者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。参加者は当該募集から撤回した場合でも本プランに基づく他の募集への参加資格を有するが、但し当該参加者が将来の募集に参加するためには新たに登録書類を提出しなければならない。

(c) 適用法上別段の要求がある場合を除き、本プランに基づく募集の下で付与された購入権は、参加者が、(i)理由の如何若しくは理由の有無を問わず従業員でなくなった場合、又は(ii)その他の形で参加資格を喪失した場合には、直ちに終了する。当社はかかる者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。

(d) 参加者の生存中、購入権はかかる参加者のみが行使できるものとする。参加者は、遺言、相続及び遺産分配に関する法律、当社の許可、又は第10条に規定される受取人の指定によらない限り、購入権を他に譲渡することはできない。

(e) 適用法上別段の要求がない限り、当社は拠出金に対し利子を支払う義務を負わない。

8. 購入権の行使

(a) 各購入日に、各参加者の累積拠出金は、本プラン及び関連する募集により許容される本普通株式の最大数を限度として、募集において定められる購入価格で本普通株式を購入するための資金に充てられる。募集の中に特に定めがない限り、端数株は発行されない。

(b) ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に累積拠出金が残存しており、かつかかる残額が本普通株式1株の購入に必要な金額に満たない場合、かかる残額は本プランに基づく次の募集における本普通株式の購入に向けて当該参加者の勘定において保持される。但し、かかる参加者が当該募集から撤回する場合又は当該募集への参加資格を有しない場合には、かかる金額は最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に残存している累積拠出金の額が本普通株式1株を購入するのに必要な金額以上である場合、かかる残額は次の募集には繰り越されず、最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で全額返還される。

(c) 購入権は、本プランに基づく当該購入権の行使により発行される本普通株式について、証券法に基づく有効な有価証券届出書が提出されておりかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守している場合に限り、行使することができる。ある購入日において本普通株式につきかかる届出書が提出されていないか又は本プランがかかる適用法を遵守していない場合、購入権はかかる購入日には行使されず、本普通株式について有効な有価証券届出書が提出され本プランがすべての適用法を実質的に遵守するときまで購入日は延期されるものとする。但し、購入日の延期は募集日から27箇月を限度とする。許容される限り最大限に延期された購入日において、依然本普通株式につき有価証券届出書が提出されておらずかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守していない場合、購入権の行使は行われず、未使用の累積拠出金はすべて参加者に（適用される現地法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。

9. 当社の約定

当社は、本プランについて管轄権を有する連邦、州、外国又はその他の各規制機関又は監督官庁から、購入権の付与並びにそれに基づく本普通株式の発行及び売付を行うために必要な権限を取得するよう努める。但し、それによって適格従業員の潜在的利益に比べ当社に不当な費用が発生すると当社がその裁量で判断する場合にはこの限りではない。商取引上合理的な努力を行ったにもかかわらず、購入権の付与又は本プランに基づく本普通株式の適法な発行及び売付のために必要であると当社の法律顧問が判断する権限を商取引上合理的な費用で当社が取得できない場合、当社は、購入権の付与並びに/又は当該購入権の行使による本普通株式の発行及び売付を行わないことによる責任を問われることはないものとする。

10. 受取人の指定

(a) 当社は、参加者が本普通株式及び/又は拠出金の交付前に死亡した場合に本プランに基づき当該参加者の勘定から当該株式及び/又は拠出金を受領する受取人を指定する書類の提出を参加者に許可することができる(但しかかる許可は義務ではない。)。また当社は、かかる受取人の指定の変更を参加者に許可することができる(但し義務ではない。)。かかる指定及び/又は変更は当社が承認した書式によらなければならない。

(b) 参加者が死亡した場合において有効な受取人指定が存在しない場合、当社は、本普通株式及び/又は拠出金を当該参加者の財産の遺言執行者又は遺産管理人に引渡すものとする。(当社の知る限り)遺言執行者も遺産管理人も任命されていない場合、当社は、その単独の裁量で、かかる本普通株式及び/又は拠出金を、当該参加者の配偶者、被扶養家族若しくは血縁者か、又は当社がかかる配偶者、被扶養家族若しくは血縁者の存在を認知していない場合には当社が指名するその他の者に対して引き渡すことができる。

11. 普通株式の変更に関する調整; 企業間取引

(a) 資本調整に際し、取締役会は、(i)第3条(a)に基づいて本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集及び未行使の購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を実行し、その決定は最終的なものであり、かつ拘束力を有する。

(b) 企業間取引に際し、(i)存続会社若しくは取得会社(又は存続会社若しくは取得会社の親会社)は未行使の購入権を引受け若しくは継続するか、又は未行使の購入権を同様の権利(企業間取引において株主に支払われた対価と同一の対価を取得する権利を含む。)と置き換えることができ、また、(ii)存続会社若しくは取得会社(又はその親会社)が当該購入権の引受若しくは継続、又は購入権と同様の権利との置換を行わない場合には、参加者の累積拠出金は、未行使の購入権に基づく企業間取引に先立つ10営業日以内に本普通株式を購入するための資金として使用され、当該購入権はかかる購入後直ちに終了する。

12. 本プランの修正、終了又は中断

(a) 取締役会は、自らが必要又は適切とみなすいかなる時期においても、またその適切とみなすいかなる点についても、本プランを修正することができる。但し、資本調整に関する第11条(a)に規定する場合を除き、適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる本プランの修正((i)本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式数の大幅な増加、(ii)参加者となり購入権を受領する資格を有する個人の種類の大幅な拡大、(iii)本プランに基づき参加者に発生する利益の大幅な拡大又は本プランに基づく本普通株式の購入価格の大幅な縮小、(iv)本プランの期間の大幅な延長、或いは(v)本プランに基づく発行に利用可能な報奨の種類による修正を含む。)は株主承認を必要とするものとするが、上記(i)から(v)のいずれにおいても適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる場合に限定されるものとする。

(b) 取締役会は随時本プランを中断又は終了することができる。本プランが中断されている間又は終了した後は、本プランに基づく購入権の付与を行うことはできない。

(c) 本プランの修正、中断又は終了に先立って付与された未行使の購入権に基づく利益、特権、資格及び義務は、(i)かかる購入権の付与を受けた者の同意がある場合、(ii)効力発生日後に公表若しくは修正される規則その他の指針を非限定的に含むいずれかの法律、上場基準若しくは政府規則(法第423条の規定並びに従業員株式購入プランに関し同条に基づいて公表される規則及びその他の解釈指針を含むがこれに限定されない。)に準拠するために必要である場合、又は(iii)税務、上場若しくは規制に関する優遇を受け若しくは維持するために必要である場合を除き、かかる本プランの修正、中断又は終了により著しく損なわれることはない。すなわち、取締役会は、購入権及び/又は本プランが法第423条の要件を遵守するために必要である場合に限り、参加者の同意なく当該購入権を修正することができる。

13. 法第409A条；納税資格

(a) 法第423条コンポーネントの下で付与される購入権は、米国財務省規則第1.409A-1条(b)(5)(ii)に基づき法第409A条の適用を免除されるものとする。また、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、短期繰延除外に基づき法第409A条の適用を免除され、不明瞭な点があればそのような趣旨で解釈されることとなる。本プランの第13条(b)に従い、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、かかる購入権が法第409A条の下で適用される短期繰延除外の要件（購入権の対象となる株式は短期繰延期間内に交付されることを要する等）を具備するための条件を満たす必要がある。本プラン第13条(b)に従い、本来法第409A条の規定に従うべき参加者については、取締役会が購入権又はその行使、支払、決済若しくは繰延が法第409A条の規定に従うべきと判断する限りにおいて、米国財務省規則及びそれに基づいて公表されるその他の解釈指針（本プランの採択後に公表される規則その他の指針を含むがこれらに限定されない。）を含む法第409A条に準拠する形で購入権が付与され、行使され、支払われ、決済され又は繰延べられる。上記にかかわらず、法第409A条の適用を免除され若しくは同条に準拠するはずであった購入権がかように免除されなかった場合若しくは準拠しなかった場合、又はこれに関して取締役会が何らかの措置を講じた場合、当社は参加者又はその他の当事者に対する何らの責任も問われないものとする。

(b) 当社は、(i)購入権に対し米国若しくは米国外の法域における法律に基づく税務上の優遇措置を与えるため、又は(ii)不利な課税措置（法第409A条に基づくもの等）を回避するために努力することができるが、本プラン第13条(a)の規定を含め本プランにこれと相反するいかなる規定があっても、当社は上記の表明を行わず、税務上の優遇措置を維持し又は不利な措置を回避する旨の一切の約定を明示的に否認する。当社は、本プランに基づいて参加者に税務上の悪影響が及ぶ可能性があっても、自らの企業活動において何ら拘束を受けないものとする。

14. 本プランの効力発生日

本プランは効力発生日に効力を生じる。購入権は、本プランが取締役会により採択（又は上記第12条(a)により求められる場合には、大幅に修正）された日の前後12箇月間に株主により承認されない限り、行使することはできない。

15. 雑則

(a) 購入権に基づく本普通株式の売付から生じた利益は当社の一般資金を構成する。

(b) 参加者は、購入権の行使によりかかる参加者が取得した本普通株式が当社（又はその名義書換代理人）の帳簿に記録されない限り、購入権の対象となる本普通株式の保有者とはみなされず、またかかる本普通株式の保有者としての権利を付与されない。

(c) 本プラン及び募集は雇用契約を構成しない。本プラン又は募集のいかなる部分も参加者の雇用の任意性をいかなる形であれ変更するものではなく、また当社、関連法人若しくは支社等における雇を継続する参加者の義務、又は参加者の雇を継続する当社、関連法人若しくは支社等の義務をいかなる形であれ構成するものではない。

(d) 本プランの規定はカリフォルニア州法に準拠する。但し、同州の法の抵触に関する原則は考慮しない。

(e) 本プランの特定の規定が無効又はその他の形で強制履行不能であることが判明した場合、かかる規定は本プランの他の規定には影響せず、本プランはあらゆる点でかかる無効規定が削除されたものとして解釈される。

16. 定義

本プランで使用される以下の語句には次に記す定義を適用する。

(a) 「法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たす購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから非法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

- (b) 「支社等」とは、取締役会が決定する、関連法人の現在又は将来における支店又は駐在員事務所をいう。
- (c) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- (d) 「資本調整」とは、吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく効力発生日より後に本プラン又は購入権の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。なお、前記にかかわらず、当社の転換証券の転換は資本調整とはみなされない。
- (e) 「法」とは、米国の1986年内国歳入法(改正を含む。)をいう。
- (f) 「委員会」とは、取締役会より権限の移譲を受けた1人又は複数の取締役によって構成される委員会をいう。
- (g) 「本普通株式」とは、当社の普通株式をいう。
- (h) 「当社」とは、デラウェア州法人であるエヌビディアコーポレーションをいう。
- (i) 「抛出(金)」とは、参加者が購入権の行使に資金を供給するために抛出する、募集において特に規定される給与天引(額)及びその他の追加支払(額)をいう。参加者は、募集において特に規定される場合には、募集期間中の最大許容給与天引額を超えない範囲内で自らの口座に追加の払込みを行うことができる。
- (j) 「企業間取引」とは、単一の取引又は一連の関連取引において1つ又は複数の以下の事由が発生することをいう。
- (i) 当社及びその子会社の連結総資産のすべて若しくは実質上すべて(取締役会がその単独の裁量で決定するところによる。)の売却若しくはその他の処分の完了
 - (ii) 当社の発行済有価証券の50%以上の売却若しくはその他の処分の完了
 - (iii) 当社が存続会社とならない吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の完了、又は
 - (iv) 当社が存続会社となる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引であり、かかる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の直前において発行済であった本普通株式が当該吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引により有価証券、現金若しくはそれ以外の他の財産に転換若しくは変換される取引の完了
- 法第409A条に準拠するために必要な限りにおいて、米国財務省規則第1.409A-3条(b)(5)(ii)の定めるところにより(同規則中の他の定義を考慮しない。)当社の「所有権若しくは実質的支配権の変更」又は当社の「所有権若しくはその資産の相当部分の変更」に該当しない取引を含む事由は企業間取引とはみなされない。
- (k) 「指定された非法第423条法人」とは、非法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人又は支社等をいう。
- (l) 「指定会社」とは、指定された非法第423条法人又は指定された法第423条法人をいう。
- (m) 「指定された法第423条法人」とは、法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人をいう。
- (n) 「取締役」とは、取締役会の構成員をいう。

- (o) 「効力発生日」とは、本プラン書類の効力発生日をいい、当社の2012年度年次株主総会の日とする。但し、かかる総会において本プランが当社株主により承認されることを条件とする。
- (p) 「適格従業員」とは、募集への参加資格について定めた募集関連文書に規定される要件を満たす従業員をいう。但し、かかる従業員は本プランに定める参加資格要件も同時に充足しなければならない。
- (q) 「従業員」とは、当社又は関連法人(支社等を含む。)の登録従業員として扱われる者(役員又は取締役を含む。)をいう。但し、取締役については、取締役としてのみの就労又はかかる就労に対する報酬の支払を理由に本プランに係る「従業員」とみなすことはできない。
- (r) 「従業員株式購入プラン」とは、「従業員株式購入制度」(法第423条(b)に定義されている。)に基づいて発行されるオプションに相当する購入権を付与する制度をいう。
- (s) 「取引所法」とは、米国の1934年証券取引所法(改正を含む。)をいう。
- (t) 「公正市場価額」とは、以下に従って決定される、いずれかの日における本普通株式の価額をいう。
- (i) 本普通株式が既存の証券取引所に上場されるか又は既存の市場で取引される場合、本普通株式の公正市場価額は、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、**決定日**における当該取引所若しくは市場(又は本普通株式の取引高が最も多い取引所若しくは市場)での当該株式の**最終売値**とする。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は相場が存在する過去の最新の最終売値とする。
- (ii) 本普通株式について上記の市場が存在しない場合、公正市場価額は取締役会が適用法に従い誠実に決定する。
- (u) 「非法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たすことが予定されていない購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。
- (v) 「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。購入権の行使は1つ又は複数の購入期間の末日に自動的に行われる。募集の条件については、一般に当該募集について取締役会が承認した「オフアリング・ドキュメント」の中に規定されている。
- (w) 「募集日」とは、募集を開始する日として取締役会が選択する日をいう。
- (x) 「役員」とは、取引所法第16条並びに同法に基づいて公布される規則及び規定が意味するところの、当社又は関連法人の役員である者をいう。
- (y) 「参加者」とは、未行使の購入権を保有する適格従業員をいう。
- (z) 「本プラン」とは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントを含む、この「エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン」(適宜行われる修正を含む。)をいう。
- (aa) 「購入日」とは、取締役会が選択する募集期間中の1つ又は複数の日で、当該募集に従って購入権が行使され、本普通株式の購入が実行される日をいう。
- (bb) 「購入期間」とは、募集期間内で特定される期間をいい、一般に募集日又は購入日後の最初の取引日に開始し、購入日に終了する。募集は1つ又は複数の購入期間で構成することができる。
- (cc) 「購入権」とは、本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプションをいう。
- (dd) 「関連法人」とは、現存するか又は将来設立される当社の「親会社」又は「子会社」(これらの語については法の第424条(e)及び第424条(f)にそれぞれ定義されている。)をいう。

(ee) 「証券法」とは、米国の1933年証券法(改正を含む。)をいう。

(ff) 「取引日」とは、本普通株式が上場している取引所又は市場(ニューヨーク証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット又はその後身を含むがこれらに限定されない。)が開場して取引を行う日をいう。

エヌビディアコーポレーション

2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント 指定された非法第423条法人用

2012年9月1日以降に開始する募集用
報酬委員会による採択:2012年8月6日

本ドキュメントにおいて、大文字で規定された用語は、別途定義されない限り、エヌビディアコーポレーション2012年従業員株式購入プランに定義された用語と同じ意味を有する。

1. 付与; 募集日

(a) 取締役会は、本オファリング・ドキュメントの条件に従い、同時進行する重複する募集のシリーズをここに許可する。本オファリング・ドキュメントに基づき参加することを選択された各指定された非法第423条法人は、互いにまた当社とは別の募集に参加するが、かかるすべての募集は本オファリング・ドキュメントの条件に従う(但し、適用法令を遵守し本オファリング・ドキュメントが承認された決議に従うため必要な修正がされる場合がある)。

(b) 本オファリング・ドキュメントに基づく最初の募集セット(すなわち、指定された非法第423条法人向けのもの。)(以下「新規募集」という。)は、下記の規定に基づいて早期解約されない限り、2012年9月1日に開始し2014年8月31日に終了する。新規募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間で構成され、1回目の購入期間は2013年2月28日、2回目の購入期間は2013年8月31日、3回目の購入期間は2014年2月28日、最後の購入期間は2014年8月31日に終了する。

(c) 本オファリング・ドキュメントに基づく新たな募集セット(すなわち、指定された非法第423条法人向けのもの。)は、本プランの期間中毎年3月1日及び9月1日に自動的に開始する。新たな募集はそれぞれ約24箇月間とする。各募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間から成り、購入期間は2月28日(閏年の場合は2月29日。)及び8月31日に終了する。

(d) 第1条(e)の規定に従い、各募集(新規募集を含む)の初日を当該募集の募集日とする。第1(e)の規定に従い、各購入期間の最終日を当該購入期間の購入日とする。

(e) 募集日が取引日でない場合には、募集日は直後の取引日とする。購入日が取引日でない場合には、購入日は直前の取引日とする。

(f) 募集の開始に先立ち、取締役会又は委員会は、当該募集及びその後の募集の条件を変更することができる。購入権は、(i)募集日に先立ち募集を行わないと取締役会又は委員会が判断する場合、又は(ii)募集日に募集に関して本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式がない場合でない限り、募集日に付与される。

(g) (i)募集内の新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)において、本普通株式の公正市場価額が募集日の本普通株式の公正市場価額を下回る場合、及び(ii)当該募集の残存期間が決定日に定期的に開始予定の募集期間以下である場合、現在進行中の募集は直ちに終了し、終了した募集の参加者は決定日に開始する新たな募集に自動的に登録される。

(h) 募集の募集日において、各適格従業員は、本書に規定する制限に従い本普通株式12,000株(資本調整の調整に従う。)(すなわち、第3条(d)に規定された3,000株に4購入期間を乗じたもの。)を購入するため法第423条の意義におけるオプション(かかるオプションは本オファリング・ドキュメントにおいて「購入権」と言及される。)を付与される。

2. 適格従業員

(a) 第2条(b)に規定する場合を除き、募集開始に先立つ最終取引日において指定された非法第423条法人の従業員である適格従業員は、当該日付における適格従業員となる。適用される期限までに必要な登録書類の提出を完了した適格従業員は、当該適格従業員が雇用された組織に適用される募集の募集日に購入権が付与される。

(b) 以下に掲げる従業員は適格従業員とはならず、募集に基づく購入権を付与されない。

(i) 本プランの第5条(c)に規定された5%の株式保有者である従業員(未行使及び/又は未確定のストックオプションによる所有権を含む。)

(ii) 募集の募集日において本オファリング・ドキュメントに基づく当該購入権の付与は従業員が居住し又は雇用されている地域において適用される法律、規制又は要件を遵守していないと、取締役会又は委員会の単独の裁量により判断された従業員

(iii) 募集の募集日において、第3条(c)に定義される25,000ドル制限を理由として募集への参加を禁止された従業員

3. 購入権；購入制限

(a) 本ドキュメント及び本プランにおける制限に従い、参加者は購入権に基づき募集中に自己に支払われた収入の最大10%相当数の本普通株式を購入することができる。

(b) 本ドキュメントに基づく募集に関して、「収入」とは、参加者に支払われた定期的な現金W-2報酬(又は米国人以外の従業員に対する外国の等価物。)を意味し、基本給与、基本賃金、残業代、歩合、及び実績に基づき変動する現金報酬(計算の目的においてのみ、401(k)プラン或いは当社又は関連法人が制定した他の繰延報酬制度や協定に基づき当該参加者が繰り延べることを選択した金額を含む。)が含まれるが、次のものは含まれない。すなわち、参加者に直接支払われた他のすべての現金報酬(契約金など特別目的の現金報酬が含まれるがそれだけに限定されない。)、商品券の金額、利益分配額、当社又は関連法人により支払われた従業員手当、教育又は授業料の償還額、帰属所得(当社又は関連法人グループの保険又は福利厚生制度に基づいて発生するか否かに関わらない。)、交通費、経費の償還額、引越費用の償還額、住宅手当及び生活費手当、ストックオプション又はその他の株式付与に関連して受領・報告・その他の形で認識された所得、当社又は関連法人が従業員福利厚生制度に基づき支払った拠出金、その他同様の報酬である。曖昧又は不明確な状況が発生した場合、取締役会又は委員会が本定義を解釈する。

(c) 適用されるサブプランに従い、本プランに基づくすべての募集又は従業員株式購入プランとみなされることを意図した他のすべての当社又は関連法人のプランに基づく募集に基づく募集日において参加者が購入できる本普通株式の最大数は、法第423条(b)(8)に従って決定される株式数(以下「25,000ドル制限」という。)とする。すべての場合において、25,000ドル制限は、25,000ドル制限と矛盾せずに取得可能な株式数の増加が選択され得る規定の代替的適用適用を考慮せずに財務省規則第1.423-2条(i)(4)を適用することにより法第423条(b)(8)に基づき適用可能な規制に従って決定される。

(d) 追加の制限として、参加者は募集の1つの購入日において購入権の行使により最大で本普通株式3,000株を購入することができる。

(e) すべての場合において、一つの募集に基づきすべての参加者が購入可能な本普通株式の最大合計数は、本プランに基づき同時進行している他のすべての募集に基づき付与されている又は付与される予定の購入権を考慮し、募集日に本プランに基づき利用可能な本普通株式の数とする(端数は切り捨てられる。)。すべての進行中の募集に基づき各購入日においてすべての未行使の購入権が行使された場合に購入される本普通株式の総数が上記制限を超える場合、取締役会は一定かつ公平な方法で(募集日現在に)利用可能な株式の該当する購入日に(各参加者の累積拠出額に基づき)比例按分を行う。

(f) 本第3条に規定された制限が適用された結果として本普通株式の購入に適用されない拠出金は、(適用される法律により別途要求されている場合を除く。)、無利息で募集の終了後速やかに参加者へ返金される。

4. 購入価格

募集に基づく本普通株式の購入価格は、(i)募集日における当該本普通株式の公正市場価額の85%、又は(ii)該当する購入日における当該本普通株式の公正市場価額の85%のいずれか低い方の額とし、いずれの場合も端数は最も近い一株当たりのセント金額へ切り上げられる。

5. 参加；拠出

(a) 適用法が別途要求する場合又は参加者の購入権を適用法及び参加者の選択に従って管理するために以前の給与控除運用中に生じた事務処理上の誤記を是正する唯一可能な方法である場合を除き、拠出は、給与天引のみによって行うことができる。処理が可能な限り速やかに、第5条(b)、(c)及び(d)に基づく拠出の変更処理を行うものとし、当社が選択を受領した日の後かつ当社のシステムに変更を加えることができる前に給与支払日が生じた場合には、法第423条を含む適用法が別途要求する場合を除き、追加の必要な天引又は該当する場合には必要な返金を、次の給与支払日に行うものとする。明確にするために付言するならば、選択に対する変更が募集の最後の20日間に行われた場合には、当該選択に対する変更は、当該募集について効力を有さないものとする。

(b) 適格従業員の募集に参加する旨の選択は、募集日付けで有効となる。適格従業員は、当社が提供する登録書類で自身の拠出割合を積極的に選択しなければならない。当社が別の日を設定しかつ募集に関連する適格従業員に連絡する場合を除き、すべての項目を記入した登録書類を、募集日の1暦日以上前に当社に交付しなければならない。拠出割合は、収入に対する整数の割合で表記しなければならない、最低1%（本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合を除く。）、最高10%とする。

(c) 参加者は、該当する購入期間又は募集が開始する1暦日以上前（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）に必要な選択書類を交付することにより拠出割合を引き上げ又は引き下げることができ、かかる変更は、次の購入期間又は募集の時点で有効となる。但し、当社は、自らの単独の裁量でいつでも（募集又は購入期間が開始した後のいずれかの時点を含む。）拠出割合を引き上げる参加者の要求を受け入れない旨を決定することができる。

(d) 購入期間中に行われるべき拠出について、参加者は、当該購入期間中に拠出割合を引き上げることができない。参加者は、購入期間中に1回（但し1回のみとする。）拠出割合を引き下げることができる（0%へ引き下げることを含む。）。但し、購入日の20暦日前に受領された選択書類は、次の購入期間又は募集に関してのみ効力を有するものとする。新たな募集の開始よりも1暦日以上前（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）に参加者が自らの拠出割合を0%から1%以上に引き上げなかった場合には、当該参加者は、新たな募集の初日に本プランから除籍される。

(e) 参加者は、購入日の直前の20暦日（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）を除く募集の終了前のいずれかの時点においても、必要な撤回通知の書類を交付することにより、募集から撤回することができ、無利息で（適用法が別途要求する場合を除く。）拠出金（いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。）の返金を受けることができる。購入日の直前の20暦日（又は当社が決定する他の制限期間。）に参加者が撤回選択書を提出した場合には、当該撤回は、次回の募集又は購入期間の該当するものに関してのみ有効となりうる。特定の募集から撤回した参加者は当該募集には再度参加できないが、本オファリング・ドキュメントの規定に従い参加の選択を期限内に行うことによって他の募集に参加することができる。

(f) 募集に関する本プランに基づいて留保される株式を対象とする有価証券届出書が当社によって提出され、発効する場合を除き、適格従業員は、拠出割合の選択を含む、募集に対する参加に関する投資の決定を行うことができない。当社は、適用される証券取引法を遵守し、本プランの目的が満たされる手続を定めることができる。

(g) 適格従業員が募集に積極的に登録し、1%以上の割合で拠出を積極的に承認した場合(新規募集に関連する場合を含む。)には、当該適格従業員は、最初の募集が終了した直後に開始する次の募集に自動的に登録され、かかる次の募集が終了した直後に開始する次の募集に再度自動的に登録され、上記第5条(e)に従って参加者が募集からの撤回を選択するか、上記第5条(d)に従って参加者が撤回したと見なされるか、又は他の形で参加者が本プランに対する参加を終了する(指定当社との雇用関係の終了による場合を含む。)まで、かかる方式で自動的に再登録される。

(h) 理由を問わず、参加者と指定された非法第423条法人との雇用関係が終了した場合には、募集に基づいて与えられる購入権は直ちに終了し、当社は、かかる参加者に、その拠出金(いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。)を無利息で(適用法が別途要求する場合を除く。)返金するものとする。

6. 購入

本文書に定める制限に従い、各購入日に各参加者の拠出金は(適用法が別途要求する場合を除き、利息によって増額されずに)本プラン及び募集に基づいて許容される整数の最大株式数まで本普通株式を購入するために充当される。

7. 通知及び同意

募集又は本プランに規定する通知及び同意は、書面及び/又は電子的方法で(当社専属の仲介業者の電子的プラットフォーム及び/又は当社のイントラネットサイトを通じた連絡、当社が規定し又は要求する形式の連絡を含むがこれに限らない。)行う。本プラン又は本オファリング・ドキュメントに明示的に規定する場合を除き、通知及び同意は、受領時に有効に交付されたものとみなす(文書が電子的方法で送信された場合を含む。)

8. 本プランの制約を受ける募集

各募集は本プランの規定に従う。募集は、本プランに基づき随時発表及び採用される解釈、修正及び規則の制約を受ける。募集の規定(本プランに基づいて随時発表及び採用される解釈、修正及び規則を含む。)と本プランの規定との間に抵触がある場合には、本プランの規定が優先する。

9. 現行の募集に対する変更

(a) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、取締役会及び/又は委員会は、(i)募集の間に天引される金額に対する変更の頻度及び/又は回数を制限し、(ii)米ドル以外の通貨で天引される金額に適用される換算比率を定め、(iii)適切に完了した拠出の選択を当社が処理する際に生じた誤りを是正するために、参加者が指定した金額を超える拠出を許可し、(iv)各参加者のための本普通株式の購入に充当される金額が当該参加者の拠出金に適切に対応するよう、待機期間及び調節期間並びに/又は会計手続及び振込手続を定め、(v)法第423条に基づいて購入権が適格を得、同条を遵守できるよう、未行使の購入権を修正又は募集の条件に関する不明確な点を明確化し、(vi)取締役会又は委員会が自らの単独の裁量で望ましいと判断しかつ本プランに反しない他の制限又は手続を定める権利を与えられる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部分である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

(b) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、本プランの条件の制約の下で、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の運用によって当社の会計又は規制に望ましくない結果が生じると取締役会が判断する場合には、取締役会又は委員会は、自らの裁量で必要又は適切な範囲でかかる不利な会計又は規制の結果を減殺又は除去するために、(1)現行の募集を含む募集に関する本プランに基づき付与される権利に従い取得される株式の購入価格を変更し、(2)現行の募集を含む募集を新たな購入日に募集が終了するよう短縮し、(3)株式を配分することを含むがこれに限らず、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の改変又は修正を行うことができる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部分である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

10. 別紙A

本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、本書に添付された別紙Aに列挙されたいずれか国に参加者が居住している場合、募集は、当該国の参加者について、別紙Aが規定する特別な条件に服するものとする。さらに、新規募集の初日において別紙Aに列挙されたいずれの国にも参加者が居住していないものの、その後のいずれかの時点において列挙された国のいずれかの国に移転した場合には、現地の法を遵守又は本プランの運営を促進するためかかる特別な条件を適用することが必要又適切と当社が判断する範囲において、当該国に関する特別な条件を当該参加者に適用する。別紙Aは、本オファリング・ドキュメントの一部を構成する。

別紙A

エヌビディアコーポレーション2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント に関する 国に特有の特別な条件 米国外に居住する参加者用

条件

米国外に居住する参加者に関するエヌビディアコーポレーション2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント(以下「米国外オファリング・ドキュメント」という。)の一部分である本別紙Aは、以下に列挙するいずれかの国に参加者が居住している場合に、当該参加者に適用される米国外オファリング・ドキュメントの特別な条件を示している。本文書において使用されているものの本文書において定義されていない大文字で規定された用語は、エヌビディアコーポレーション2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)及び又は米国外オファリング・ドキュメントにおいて用いられているものと同一の意味を有するものとする。

欧州経済領域(以下「EEA」という。)の加盟国

EEAサブプラン。ベルギー、フィンランド、仏国、独国、伊国、スウェーデン又は英国に居住する本プランの参加者は、EEAのサブプランにおいて規定される追加の条件を適用されるが、当該サブプランは、EEA加盟国(募集対象者が150人未満のEEA加盟国を除く。)に居住する従業員が本プランに基づき12箇月間に購入する本普通株式の価格が、エヌビディアコーポレーション1998年従業員株式購入プランと合わせて、いかなる場合にも499万9999ユーロを超えない旨を定めている。募集がかかる制限を超えて応募された範囲で、参加者のため購入される本普通株式の数は、比例計算に基づき減らされるものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

該当事項なし

第四部 【組込情報】

(1) 外国会社報告書及びその補足書類 平成29年5月25日 関東財務局長に提出

(自) 2016年2月1日至2017年1月29日

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし